

月次報告レポート (2018年6月)

中央大学法学研究科
博士後期課程2年
白瑞

一、研究内容について

中国法における監護権の剥奪制度の内容（2）

1、監護権剥奪後の新監護人および元監護人の義務

監護権剥奪後の未成年者の監護問題については、人民法院は、元監護人の監護権を剥奪すると同時に、新監護人を指定するという対応をしている。一方の親の監護権が剥奪された場合には、他方の親は引き続き監護責任を負わなければならない（意見第36条）ので、この場合には、新監護人の指定は不要である。未成年者に他の監護人がいない場合には、裁判所は、未成年者最善利益原則に従い、民法通則第16条2項4項に定められた個人と組織から新監護人を指定する。個人が新監護人として指定される場合には、人民法院は、候補者の意向、品行、身体状況、経済条件および未成年者との絆等を考量し、意思表示ができる未成年者の意向も考慮しなければならない（同条2項）。

新監護人の候補者は、以下のとおりである。すなわち、(ア) 祖父母、兄弟姉妹、(イ) 密接な関係にあるその他の親族・友人のうち、監護責任を引受けることを希望し、未成年者の父母の所属の組織あるいは未成年者の住所地の村（居）民委員会の同意を得た者、(ウ) 未成年者の父母が所属する組織あるいは未成年者の住所地の村（居）民委員会あるいは民政部門である。上記した候補者の中に適格な監護人候補者がいないときには、人民法院は、民政部門を新監護人として指定し、未成年者は民政部門に所属する児童福祉施設に入所する（同条3項）。民政部門が監護人になる場合には、児童福祉施設は、入所している未成年者を他の家庭と養子縁組させることができる。すなわち、児童福祉施設は、監護人が民政部門である未成年者のために、養親となりうる候補者を探し、養子縁組をあっせんすることができる。養子縁組のあっせんには、期間の制限があるが、監護権が剥奪されて一年が経過した後に、養子縁組の成立が認められており、特定の剥奪の事由によって元監護人の監護権の回復が制限されている場合には、この限りでない（意見第44条）。元監護人の義務として、監護権が剥奪された父又は母は、未成年者の養育費と監護侵害行為による生じたすべての費用を支払わなければならない（意見第42条）。

2、監護権の回復

監護権の回復とは、監護権が剥奪された日から3ヶ月から1年までの間に、元監護人が人民法院に対して監護権を戻すように申し出ることができることである（意見第38条）。ただし、監護権の回復には、幾つかの制限がある。まず、時間の制限が課されている。監護権が剥奪された期間が、3ヶ月未満または1年以上の場合には、監護権の回復はできない。次に、特定の剥奪の事由があるときには、監護権の回復は認められない。特定の剥奪の事由には、次の3つがある。(ア) 元監護人が未成年者に対して性的虐待を行っていた、あるいは未成年者を人身売買していた場合、(イ) 元監護人

が6ヶ月以上にわたり未成年者を虐待していたこと、または、遺棄したことがある場合、あるいは数回にわたり未成年者を遺棄したことがあり、かつ未成年者に重傷以上の結果を起こしたことがある場合、(ウ)元監護人が監護侵害行為によって五年以上の懲役を受けたことがある場合(意見第40条)である。上記の事由に当たる元監護人には、裁判所は、原則として監護権の回復を認めない。さらに、監護権の回復訴訟において、人民法院は未成年者の現在の監護人および意思表示できる未成年者の意向を聴取しなければならない(意見第39条2項)。元監護人が確実に悔い改めた行動をし、かつ監護人としての適格性がある場合に、人民法院は元監護人の監護権を回復することができる。元監護人の監護権が回復すると同時に、指定された新監護人と未成年者の監護関係は終止する。

二、生活について

7月上旬に中央大学の民事法研究会で判例研究の成果を報告することが決定いたしました。6月中、原稿の修正と報告の資料を準備しており、この1ヶ月間は、判例研究と授業準備に追われている日々でした。紫陽花の見頃なのに、全然お花見に行く余裕はなかったです。これから、早めに原稿を出せるように頑張ります。9月の夏の研究交流会も近づいており、早く皆様に会いたいです。